

夜間急患センター整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における救急医療体制の充実強化を図る一環として、学校法人聖マリアンナ医科大学（以下「聖マリアンナ医科大学」という。）が実施する夜間急患センター整備事業に対し補助し、もって川崎市北部地域の夜間一次・二次救急医療の確保を図ることを目的とする。

2 この要綱は、補助金の交付の申請・決定等に関する事項を規定することにより、予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(補助の対象事業及び交付経費等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、夜間急患センター整備に係る設備整備事業であり、その対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、いずれか低い額の4分の3とし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 聖マリアンナ医科大学は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否及び交付額（以下「交付決定額」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び交付決定額を決定したときは、その旨を交付決定通知書（第2号様式）により、聖マリアンナ医科大学に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、その旨を不交付決定通知書（第3号様式）により聖マリアンナ医科大学に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(優先発注)

第6条 聖マリアンナ医科大学は、第5条に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

(1) 1件の契約金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

2 聖マリアンナ医科大学は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登録

されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(交付の方法)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による交付決定の通知後に、補助金を交付するものとする。

(変更の承認等)

第8条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業について次の各号の一に該当する場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)により、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は第4条に規定する申請書の記載事項を変更するとき。(軽微な事項であると市長が認めるものを除く。)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 聖マリアンナ医科大学は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業の適正な運用を期するため、必要に応じて、聖マリアンナ医科大学から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第10条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業実績報告書(第5号様式)を、補助事業が完了した日と補助金の交付を決定した日の属する市の会計年度が終了した日とを比較して、いずれか早い日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

2 補助対象経費のうち、1件あたりの金額が1,000,000円を超える工事の発注、物品及び役務の調達等に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 前項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第6条第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合には、入札(見積り)が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告書を受領した場合は、当該報告書の内容を審査し、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該報告書に基づき第3条に規定する算出方法により算出した額と第5条第1項に規定する交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額(以下「確定額」という。)を決定する。

2 市長は、前項の規定により、確定額を確定したときは、その旨を交付確定通知書(第6号様式)により聖マリアンナ医科大学に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、聖マリアンナ医科大学が補助金を他の目的に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、又は第6条若しくは第10条の

規定に違反したときは当該補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返 還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第11条の規定により確定額を決定した場合、既に当該確定額を超えて補助金が交付されているときは、当該確定額を超える部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整理)

第14条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(財産の処分制限)

第15条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業により取得した設備を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該設備等の耐用年数を勘案して市長が適当と認める期間を経過した場合は、この限りでない。

(善管注意)

第16条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業により取得した設備については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成7年7月28日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年7月24日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業	対象経費	補助基準額（千円）
設備整備事業	救急患者を診療するに必要な医療機器の備品購入費	29,244

第1号様式

夜間急患センターに係る設備整備事業補助金交付申請書

年 号
年 月 日

川 崎 市 長 様

所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

標記について、補助金を交付されるよう、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書 (別紙1-1)
- 3 設備整備計画書 (別紙1-2)
- 4 財源内訳書 (別紙1-3)
- 5 夜間急患センター運営事業計画書 (別紙1-4)
- 6 収入支出予算書
- 7 寄付行為
- 8 その他参考となる資料

第2号様式

夜間急患センターに係る設備整備事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった夜間急患センターに係る設備整備事業補助金については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 補助金の交付額 金 円

2 補助条件

第3号様式

夜間急患センターに係る設備整備事業補助金不交付決定通知

川崎市指令 第 号
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった夜間急患センターに係る設備整備事業補助金については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 補助金は交付しない。

2 理 由

第4号様式

夜間急患センターに係る設備整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 号

年 月 日

川 崎 市 長 様

所 在 地

法 人 名

代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を申請した夜間急患センターに係る設備整備事業補助金について、次のとおり承認されるよう申請します。

1 内 容

2 理 由

第 5 号様式

夜間急患センターに係る設備整備事業実績報告書

年 号

年 月 日

川 崎 市 長 様

所 在 地

法 人 名

代 表 者 氏 名

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた夜間急患センターに係る設備整備事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 実績額調書 (別紙 2 - 1)
- 2 設備整備実績書 (別紙 2 - 2)
- 3 実績額財源内訳書 (別紙 2 - 3)
- 4 設備内訳写真
- 5 契約書の写し
- 6 検収調書 (又はこれにかわるもの) の写し
- 7 収入支出決算書 (又は見込書) の写し
- 8 その他参考となる資料

第6号様式

夜間急患センターに係る設備整備事業補助金交付確定通知書

文 書 番 号
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号で報告のあった夜間急患センターに係る設備整備事業補助金については、次のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 確定額 金 円